

1 開催日 平成29年9月27日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 市教委第40号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について
- 日程第3 市教委第41号 高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について
- 日程第4 市教委第42号 高知市中学校給食センター給食調理等業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について
- 日程第5 市教委第43号 高知市総合運動場等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について
- 日程第6 市教委第44号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について
- 日程第7 市教委第45号 江ノ口市民図書館指定管理者審査委員会委員の委嘱について
- 日程第8 市教委第46号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 日程第9 市教委第47号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第10 市教委第48号 高知みらい科学館条例施行規則の制定について
- 日程第11 市教委第49号 高知みらい科学館資料取扱規則の制定について
- 日程第12 市教委第50号 高知みらい科学館長に関する規則の制定について

- 報告 ○第461回高知市議会定例会に提案した平成28年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況
- 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について
- 平成29年9月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

- | | | |
|-----------|------------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長 | 横 田 寿 生 |
| | 2 番委員 | 谷 智 子 |
| | 3 番委員 | 西 森 やよい |
| | 4 番委員 | 野 並 誠 二 |
| | 5 番委員 | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局 | 教育次長 | 弘 瀬 健一郎 |
| | 教育次長 | 高 岡 幸 史 |
| | 教育政策課長 | 和 田 典 子 |
| | 教育政策課教育企画監 | 和 田 広 信 |
| | 学校教育課長 | 溝 渕 隆 彦 |
| | 教育環境支援課長 | 岩 原 圭 祐 |
| | 人権・こども支援課生徒指導対策監 | 西 澤 勇 司 |
| | 市民図書館長（参事） | 貞 廣 岳 士 |
| | 教育研究所特別教育支援班長 | 寺 尾 恵理佳 |
| | 教育政策課長補佐 | 吉 本 忠 邦 |
| | スポーツ振興担当係長 | 北 添 地 平 |
| | 教育研究所指導主事 | 武 田 真 美 |
| | 教育政策課総務担当係長 | 横 田 由紀子 |
| 教育政策課主任 | 北 岡 美 樹 | |

1 平成29年9月27日（木） 午後2時30分～午後4時25分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後2時30分

横田教育長

第1190回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員さん、お願いいたします。

野並委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第40号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

高知県教育委員会の「平成30年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針」を受けまして、「高知市立学校人事異動内申方針」を決定するものでございます。資料1ページ目には本市の人事方針案を示しております。資料3ページの「県の人事異動方針の新旧対照表」をご覧ください。下線・網掛け部分が新たに変更・追加等があった部分でございます。

3つの変更点のうち、主な変更点について、平成30年度の方針、4の(4)をご覧ください。

そこに「教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組む姿勢を有すること。」という項目が新たに付け加えられました。この県の方針を受け、資料2枚目の「本市の人事異動内申方針新旧対照表」の「2 具体的要領」の「(3)校長等の内申」に関わりまして「教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、業務改善に積極的に取り組む姿勢を有すること。」を新たに付記しました。本市としましては、昨今の学校現場における業務改善の流れを受け、本年度、国の事業で「学校現場における業務改善加速事業」がありますが、県が委託を受け、本市が再委託をしており、さらなる業務改善を推進しております。この業務改善の取組には、学校長のリーダーシップが欠かせないものであるため、本市の方針にも新たに付記いたしました。ご検討をよろしくお願いいたします。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

業務改善加速事業の中の「教育の質の向上と教職員の健康増進」ということですが、具体的に業務改善はどういうことをしようとしているのですか。

学校教育課長

まずは、教職員の意識改革です。現在中学校3校をモデル校として取り組んでいます。学校の先生は帰りが遅いことが日常化しているので、どのように意識を変えるか。1つの学校では、部活動の時間の使い方において、週1日は全校で部活動の休みの日を設けています。これは子どもたちに

としては健康面のこともありますので、発信はしていましたが、同じ日に休みにすることはしていませんでした。教職員が家庭に早く帰り、若年教員においては、お互いに研修をすることもできるようになりました。このようなことを実験的に行っていきます。もう1つは、教育委員会事務局から学校にかなりのアンケート等の文書を送り、教頭先生等が処理しているのですが、組織として上手く回るように見直すことを行っています。事務局側もスクラップアンドビルドとしていろいろ考えています。その中で、各学校に校務支援員がおりますが、例えば少し校外に出ていく用事をお願いしたり、校内ではプリント等の印刷をお願いするなど、どのように活用するか。2学期から始まったばかりなので、校長会等でも周知していきたいと考えています。

森田委員

教育の質の向上を目指しつつも、どういう業務の割り振り、どういうことをやるのかやらないのかということが教職員の精神的、肉体的な健康につなげていくということですね。

学校教育課長

今、森田委員がおっしゃっていただきましたが、教育の質については、高知市教育委員会として学力向上というテーマを掲げている中で、学力向上の時間は必要な時間として確保しつつ、時間短縮して効率化を図りながら、健康面も大事にしていく。いかに意識を変えていくか、また組織として削っていけるところは削ることも試行しています。

横田教育長

よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第40号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第40号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第41号「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

高知市プロポーザル選定委員会条例第2条の規定に基づき、高知市立学校給食調理等業務を委託する業者の選定に係る審査を行うために、高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱第3条に基づく委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

この学校給食調理業務委託は、高知市アウトソーシング推進計画に基づき、学校給食の調理業務に係る民間委託を実施してまいりました。高知市立神田小学校及び一宮小学校の2校が調理業務委託の対象でございますが、両校とも平成27年度から民間委託を実施し、本年度末に委託期間が満了することから、引き続き平成30年4月から5年間の受託業者を選定するものでございます。

選定委員会委員につきましては、学校給食の意義や目的を充分理解し、安全衛生管理についての確な能力を有する業者を選定するため、必要な専門知識を有する者、実施学校関係者等を選任するものでございます。

4ページをご覧ください。今回、委嘱を予定しております選定委員会委員名簿でございます。

名簿3番の豊田誠健康推進担当参事保健所副所長事務取扱と、7番の永野由美子神田小学校校長、8番の福井りか一宮小学校校長は、同要綱第3条第2項によるものでございます。

次に、専門的な知識又は識見を有する委員として委嘱する方5名のご説明をいたします。

1番の岩崎通子さんは、元栄養教諭として、長く学校給食に携わってきた実績があり、香南市学校給食センターに勤められていた経歴から、センター給食調理業務に関する専門的な知識を有する者として選任するものです。2番の島田郁子さんは、高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科講師

であり、学校給食における衛生管理や栄養管理に関する専門的な知識を有する者として選任するものです。なお、前年度に引き続いての選任となっております。4番の前田修一さんは、高知市小中学校PTA連合会会長であり、学校保護者の代表者として選任するものです。なお、前年度に引き続いての選任となっております。5番目の三谷英子さんは、RKC調理製菓専門学校校長であり、民間での調理業務に関する識見を有する者として選任するものです。なお、前年度に引き続いての選任となっております。6番目の森田陽子さんは、高知県栄養士会会長であり、食育に関する幅広い視点と知識、衛生管理や栄養管理に関する専門的な知識を有する者として選任するものです。なお、前年度に引き続いての選任となっております。

委嘱期間は、一回目の審査を行う平成29年10月5日から、選定の終了する日、平成29年12月末の予定となっております。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第41号「高知市学校給食調理業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第41号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第42号「高知市中学校給食センター給食調理等業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

高知市プロポーザル選定委員会条例第2条の規定に基づき、高知市中学校給食センター給食調理等業務を委託する業者の選定に係る審査を行うために、高知市中学校給食センター給食調理等業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱第3条に基づく、委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

この高知市中学校給食センター給食調理等の業務委託は、現在、整備を進めております、針木学校給食センター及び長浜学校給食センターでの中学校給食調理等業務を平成30年2学期から実施するにあたり、平成30年度から5年間の受託業者を選定するものでございます。

選定委員会委員につきましては、学校給食の意義や目的を充分理解し、安全衛生管理についての確な能力を有する業者を選定するため、必要な専門知識を有する者、実施学校関係者等を新たに選任するものでございます。6ページをご覧ください。今回、委嘱を予定しております、選定委員会委員名簿でございます。先ほどの選定委員会委員とほぼ一緒でございますので、異なる委員についてご説明します。7番の坂本昌二潮江中学校校長、8番の藤崎元司朝倉中学校校長、9番の吉本恭子城西中学校校長は、同要綱第3条第2項によるものでございます。

次に、専門的な知識又は識見を有する委員として委嘱する方5名につきましては、前議案と同様ですので、説明については省略させていただきます。なお、豊田委員、前田委員、三谷委員につきましては、前年度に開催いたしました「高知市中学校給食実施検討委員会」委員でございました。また、坂本校長、藤崎校長、吉本校長は、前年度に開催いたしました「高知市中学校給食実務検討委員会」委員でございました。

委嘱期間は、一回目の審査を行う平成29年10月5日から選定の終了する日、平成29年12月末の予定までの期間です。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第42号「高知市中学校給食センター給食調理等業務に係るプロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第42号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第43号「高知市総合運動場等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興担当係長

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条に基づき、委員の委嘱又は任命について、ご説明させていただきます。

今回の審査対象施設は、高知市総合運動場、高知市東部総合運動場、高知市針木運動公園、高知市城ノ平運動公園、高知市土佐山運動広場の5施設でございます。8ページをご覧ください。今回、委嘱又は任命を予定しております、審査委員会委員名簿でございます。名簿の上から、谷脇禎哉総務部副部長、田村弘樹財務部副部長、高岡幸史教育次長は、同規則第3条第2項によるものでございます。次に、同規則第3条第1項の「対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員」として委嘱する方4名のご説明をいたします。4番の金本康さんは、「指定管理者選定手続ガイドライン」により、選任する者のうち1名は「応募団体の財務状況等の審査の専門性向上のため、税理士・公認会計士等の専門的知識を有する者を選任すること」とされていることから、四国税理士会から推薦をいただいた方でございます。5番の濱田美穂さんは、高知工科大学共通教育教室教授で保健体育を専門にしており、また、高知市スポーツ推進審議会委員であります。競技スポーツにおいても活躍をされており、スポーツ施設について知識を有するものとして選任するものです。

6番の川田真由美さんは、高知市社会教育委員であり、また高知県スポーツ振興財団の評議員であり、県のスポーツ活動等について知識を有する者として選任するものです。最後に、7番の清原泰治さんは、高知県立大学地域教育研究センター教授・センター長であり、また高知市スポーツ推進審議会委員であります。地域スポーツの普及に関する研究をしており、地域スポーツの知識を有するものとして選任するものでございます。委嘱期間は、一回目の審査を行う平成29年10月16日から平成30年3月31日までの予定です。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第43号「高知市総合運動場等指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第43号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第44号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について説明いたします。高知市では、いじめ防止対策推進法第14条及び高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月6日、高知市いじめ問題対策連絡協議会を設置しました。今回は高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条にあります、協議委員の任期満了に伴います協議委員の委嘱等についてでございます。

委員の任期は2年以内とし、再任されることができるとされております。設置に当たりましては、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条により、本市教育長を議長とし、条例第4条に定める機関・団体から12名の委員をご推薦いただきました。機関、団体等につきましては、高知地方法務局、高知県中央児童相談所、高知県警察、高知市町内会連絡協議会、高知市民生委員児童委員協議会、高知市青少年育成協議会、高知市小中義務教育特別支援学校長会、高知商業高等学校、高知市小中学校PTA連合会、高知商業高等学校PTA、高知市市民協働部、高知市子ども未来部でございます。新しく推薦いただきました協議委員を10ページにお示ししておりますのでご確認をお願いいたします。新しい委員の任期は高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条により、平成29年10月1日から平成31年9月30日までとなっております。新任の協議委員は9番の前田修一さんの1名で、11名は継続となっております。なお、委員の委嘱に当たり女性委員の増員について、関係機関・団体に要望しており3名となりました。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

横田教育長が議長となっていて、パーセンテージを出すときに13人中ということで行うのですか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

全体の割合ということとしております。

森田委員

その目的に詳しい方で委員が構成されていけば男女どちらでも問題はないのですが、1つご提供したいのは、自分が専門で勉強している内容で、あまりにもどちらかの性に偏りすぎていると、結果として、その組織で掲げる意思決定がどちらかの性に偏りやすいということが研究で分かっている。それは「アンコンシャス・バイアス」といって、無意識のうちに決めているということです。そういうことも踏まえながら、人選をしていただければと思います。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

女性委員と男性委員の割合につきましては、団体等の委嘱でその都度強くお願いをしてくれているのですが、出てくる委員さんの名前がこのようになっておりまして、ご意見も踏まえて、強く要望していこうと思っております。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第44号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第44号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第45号「江ノロ市民図書館指定管理者審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

11ページをご覧ください。高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公の施設の指定候補者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則に基づく、委員の委嘱となります。江ノロ市民図書館が設置されております江ノロコミュニティセンターは、江ノロ市民図書館・江ノロ文化センターの施設で構成されており、施設全体の管理運営を所管する市民協働部が、本件の指定管理者審査委員会の手続を進めております。その進捗に併せて、教育委員会が所管する江ノロ市民図書館の施設管理について、規則に基づき、それぞれ指定管理者審査委員会を設置するものです。当該施設にかかる指定管理者の選定については非公募、指名とし、地域住民で組織する「高知市江ノロコミュニティセンター運営委員会」を指定候補者として指名するものです。指名の場合は、高知市指定管理者選定手続ガイドラインにおいて、「本市職員3名で審査委員会を構成できる」ことになっていることから、本件につきましてもこれにより審査を実施するものです。

12ページをご覧ください。総務部副部長、財務部副部長、市民協働部副部長の3名の構成となっております。充て職なので、男性3名の構成となっております。委嘱期間は、一回目の審査を行う平成29年10月4日から平成30年3月31日までの予定です。以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第45号「江ノロ市民図書館指定管理者審査委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第45号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第46号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第46号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を説明いたします。改正の趣旨といたしましては、本年9月の市議会定例会において議決されました「高知みらい科学館条例」

の制定を受け、高知みらい科学館を設置することに伴い、本規則に規定する教育機関に「高知みらい科学館」を追加する改正を行うものでございます。なお、議案資料の15ページには新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。なお、本規則は平成29年11月1日からの施行といたします。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第46号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第46号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第47号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

議案資料の16ページをお開きください。市教委第47号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を説明いたします。改正の趣旨といたしましては、先程説明いたしましたとおり、高知みらい科学館の設置に基づき、高知みらい科学館に館長が配置され、館長名をもってする文書に使用する目的で館長印を作成することから、本規則に高知みらい科学館長の公印の規定を追加する改正を行うものでございます。議案資料の18ページには新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。高知みらい科学館長印につきましては、図書館の資料の受託、寄託、借用申請に関する書類や講演会の派遣依頼、企画展後援申請など、今後様々な用途に使用することとなります。なお、本規則は、平成29年11月1日からの施行といたします。説明は以上です。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

ひな形番号がどうして枝番なのですか。

教育政策課長補佐

別表に規定されている公印が60ほどあるのですが、今回追加する公印を25番としてしまうと、後の公印の番号も繰り下げる必要があるので、枝番で対応しております。

西森委員

では、61番で入れてはだめということですか。

教育政策課長補佐

入れる箇所につきましては、それぞれの施設等の例規の順番に並んでいることから、市民図書館に関連しまして、高知みらい科学館はその後に入るように追加しております。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第47号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第47号は原案のとおり決しました。

日程第10 市教委第48号「高知みらい科学館条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

本規則は、本年11月1日に施行する高知みらい科学館条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。20ページから21ページをご覧ください。

主な内容といたしましては、高知みらい科学館条例第9条第3項に規定する「プラネタリウムの観覧料を減免することができる市長が必要であると認める場合」についての定めです。保育所、幼稚園、小・中・高等学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等が科学館理科学習や遠足等の学校利用で観覧する場合は、引率者も含めて全額免除とします。また、高知市や高知市教育委員会が主催する事業において観覧する場合についても全額免除とするものでございます。本規則は、高知みらい科学館条例と同日の平成29年11月1日からの施行となります。説明は以上でございます。

横田教育長

この高知みらい科学館自体の入館は無料で、プラネタリウムについてのみ有料とするということで、その有料となるプラネタリウムの観覧料の減免規定ということですね。この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

横田教育長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第48号「高知みらい科学館条例施行規則の制定について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第48号は原案のとおり決しました。

日程第11 市教委第49号「高知みらい科学館資料取扱規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

本規則は、高知みらい科学館における資料の寄贈、寄託、借用、館外貸出等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものでございます。高知みらい科学館設置に伴い、科学館での資料の寄贈、借用等の事務が発生することとなります。そのため、本規則の施行日は、高知みらい科学館の設置日に合わせ、平成29年11月1日を予定しております。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

野並委員

寄贈はどういったものを想定されていますか。書物とかでしょうか。

市民図書館長

いろいろなものが想定されると思います。実際事例はないのですが、例えば江戸時代のからくり人形とかをいただければありがたいですし、寺田寅彦関連の書簡であるとか寄贈を受けるかどうか考えた上でということになってくるとと思います。

西森委員

勝手に送ってくる方はいるのでしょうか。

市民図書館長

今までの事例では、本があります。自分が出版された本や研究されたメモを活用してほしいという事で送られたケースはあります。科学館の準備段階ではまだそのようなケースはありません。

西森委員

こういう場合は手続としては、申請をして承諾したときは受理要件があると思いますが、送ってしまえば受領となってしまうと思います。場所をとるもの等は返したいというケースも出てくると思います。そのような場合はどうなりますか。

市民図書館長

今まで送られたケースで返却したことはないのですが、貴重な資料は収蔵庫などスペースが必要になりますし、保存に費用もかかります。送られる方は価値があると思って送られますが、館において今後活用できるか、価値があるかどうかを判断していきます。事前に話がありますので、丁寧に断りしたケースもあります。図書館はこのように行ってまいりましたが、科学館も同様になると思います。

西森委員

今回は関係ないかと思いますが、以前国立図書館で、書籍として体裁がなっていない「亜書」という本が送られて、まとまったお金を支払わなければならないということがあったと思うのですが。場所をとるものを、価値があるものだという事で送ってきた場合で返さなければいけない時は、引き取りに来ない場合は着払いで返さなければならないですね。そういったところについて、特段手当てがなくて良いのかなと思ったのですが。

横田教育長

高知みらい科学館に対する資料だけでなく、他の施設に対する資料に対しても同様のことがあった場合は、この資料取扱規則ではなくて、他に市の例規の中で対応できるようなものがあるかどうか、確認はしておく必要があると思います。この資料規則で対応できない事例があるかと思うので、過去にはなかったかもしれませんが、今後のことも含め、市の法令をもう一度確認しておいてください。

市民図書館長

わかりました。

西森委員

寄託に関して、寄託者が連絡が取れなくなるケースがあると思います。勝手に捨てていいと推定して良い場合とそうでない場合があって、こちらにしたら保管の義務が生じる場合がある。こういう時にどうするかというのは、けっこう難しい法的スキームに入ってくる。寄託者がいたときに、相手方がいて、連絡がついて言えば受け取ってくれるという前提でできていますが、連絡がつかなくなったときには、所有権を放棄するといったことを様式に入れておくとか。入れているから法律上手当が完全についてるとみなしていいかどうかは、難しい問題があると思いますが。そのあたりが少し気になるのですが。

市民図書館長

寄託の場合は財産を管理する責任が伴います。図書館で寄託を受けている事例で言うと、定期的に寄託者の確認を怠ってしまうと、寄託者が亡くなった場合、連絡がつかなくなるケースがあるこ

とが、今まで苦勞したこととしてあるので、定期的に寄託者との確認は疎かにしてはいけなないと考えています。また、もし寄託者がわからなくなった場合にも確認をしておきたいと思います。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第49号「高知みらい科学館資料取扱規則の制定について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第49号は原案のとおり決しました。

日程第12 市教委第50号「高知みらい科学館長に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

本規則は、高知みらい科学館条例第5条に規定する高知みらい科学館に置く職員のうち、高知みらい科学館長の身分等に関し、必要な事項を定めるものでございます。館長の身分は非常勤特別職としており、高知市報酬並びに費用弁償条例に定める非常勤特別職については、このような規則が必要となっているため、規則を制定するものでございます。

館長は、博物館学又は科学教育に識見を有し、心身ともに健全である者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱します。任期は年度末までとし、再任することができることとしております。館長の報酬等は、高知市報酬並びに費用弁償条例の定めるところによるものとなります。本規則は、高知みらい科学館の設置日に合わせ、平成29年11月1日から施行し、平成29年11月1日に館長を委嘱する予定でございます。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

第2条第1号で、「心身共に健全である」という条項がありますが、この文言は割とどこにでも入っているのでしょうか。また、第14条の解雇するとき、第1項第5号で「心身の故障のため、職務を遂行することができなくなったとき」となったら困ると思いますが、例えば病気を治療しながら日常生活を送られている方がいると思いますが、「心身共に健全である」という文言は必要なののでしょうか。

市民図書館長

「健全である」という文言は一般的に入っていると思います。健全であるは健康であるというイメージだと思いますが、持病を持たれている方も当然おられるわけで、科学館館長としてふさわしい方であれば委嘱をします。

横田教育長

非常勤特別職には、個別に規則の制定がされていますが、他の非常勤特別職においても、この「心身共に健全である者」という文言は、ほぼ全ての規則に記述があると考えてよいですか。

教育政策課長補佐

ほとんどの同様の規則に規定されています。

森田委員

第6条に「その他必要と認める書類」とありますが、具体的にどのようなものを想定されていますか。

市民図書館長

具体的に想定はありませんが、何かの時に求めることができるような条項となっております。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第50号「高知みらい科学館長に関する規則の制定について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第50号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項でございます。「第461回高知市議会定例会に提案した平成28年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分報告及び議案の審議状況」について事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

第461回高知市議会定例会に提案いたしました平成28年度の決算認定議案に対する意見について、教育長が専決処分をいたしました内容をご報告いたします。

初めに、お手元に配付させていただいております、次ページ右肩に「資料1」と記載しております、平成28年度教育費決算概要（総括）をご覧ください。

まず、上段1の教育費歳出決算総括でございます。

平成28年度は予算額174億2,365万3千円に対しまして、決算額120億3,998万2千円で、平成27年度との決算比では、1億8,278万3千円の減額となっております。次に、下段2の教育費項別歳出決算でございますが、右から2番目の列に、項別の増減額を記載しております、その一番下の欄が先ほど申し上げました増減額1億8,278万3千円をお示ししております。

主な増減額につきましてご説明いたします。次ページの「資料2」をご覧ください。

2の小学校費の上から5番目、『耐震補強関係』、同じく小学校費の下から3つ目の『江陽小学校屋内運動場改築事業費』、3の中学校費の下から2つ目の『耐震補強関係』において、対前年との比較で、大きな減額となっております、一方で、2の小学校費の上から7番目の『朝倉第二小学校屋内運動場改築事業費』、7の社会教育費の上から5番目の『新図書館等複合施設建設事業費』、8の社会体育費の一番下の『多目的ドーム整備事業関係』で増額となっております、これらの差し引きの合計で3億4,328万6千円の減額となっております。

資料1に戻っていただき、上の表の中ほどをご覧ください。翌年度（平成29年度）への繰越額についてでございます。始めに、継続費の設定年度内において、年度間で繰り越します、継続費、繰越は、4事業ございます、平成28年度と29年度の2か年で実施しております『横浜小学校屋内運動場改築事業』で3億4,589万3千円、平成28年度から30年度までの3か年で実施しております『中学校給食センター建設事業』で2億3,820万円、平成25年度から30年度までの6か年で実施しております『新図書館等複合施設建設事業』で23億7,414万円、平成27年度から平成29年度までの3か年で実施しております『多目的ドーム建設事業』で、9億9,247万3千円の、合計39億5,070万6千円が、平成29年度への繰越となっております。

その下の欄ですが、議会の議決をいただきまして、単年度予算を翌年度へ繰り越します、明許繰越は、10事業で9億5,298万8千円となっております。これは工事施工の調整に日時を要したことなどによりまして、年度内に完了することができなかったものや、国の交付金を活用して実施しております、中学校校舎等のガラス、外壁などの非構造部材の改修を行います『防災機能強化事業』を、前倒して平成28年度に予算措置したことなどによるものです。

以上、継続費、逡次繰越と明許繰越を合わせました翌年度への繰越額合計は49億369万4千円となっております。

次に、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものが不用額ですが、平成28年度は4億7,997万7千円となっております。不用額につきましては、その主なものを資料3に記載しております。

2項小学校費では、3目の学校建設費の『耐震補強整備事業費』、『朝倉第二小学校屋内運動場改築事業費』などで、また、7項社会教育費、6目の工石山青少年の家費では、『工石山青少年の家整備事業費』などで、不用額が生じております。この資料3の備考欄にお示ししております、主なものの合計は3億8,815万1千円で、不用額全体の80%余りを占めております。これらの不用額は、職員給与費などの人件費の他に、耐震補強整備事業費など、工事の入札結果によります請負差額等で生じたものでございます。

恐れ入りますが、もう一度、資料1に戻っていただき、上の表の一番下の執行率の欄をご覧ください。以上の結果、決算額を予算額で除した執行率は69.1%、繰越額を含めた執行率では、97.2%となっております。以上が平成28年度の教育委員会所管事業の決算の概要でございます。

横田教育長

この件に関しまして、何かご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは次に、「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

議案書42ページの中ほどから下をご覧ください。教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきましては、議案書の趣旨にございますように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たすために、年に1回行われるものでございます。今年度の点検・評価の対象項目は、「学力向上対策」を始めとする3項目をすることということで、6月の定例教育委員会におきましてご承認をいただいているところでございます。

本日、お手元にお配りしております、高知市教育委員会事務点検・評価別紙資料というホッチキス留めの資料になりますが、事務局で行いました一次評価案を載せておりますので、その一次評価案に対し、ご意見をいただきたいと考えております。

なお、この点検・評価の今後のスケジュールでございますが、本日、教育委員の皆様からいただくご意見を踏まえて修正をしたものにつきまして、10月12日になりますが、外部の点検・評価委員に説明をいたしまして、10月末をめどにご意見をいただくように考えております。そして、点検・評価委員からのご意見を踏まえて作成します点検・評価結果報告書案につきまして、11月に臨時の教育委員会の開催をお願いいたしまして、その場でご報告をしまして、その際に再度、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。そして、最終的には11月の定例教育委員会に事務局最終案として提出をさせていただく予定でございます。

この後、学力向上対策から順番に各担当課が説明を行います。説明資料といたしましては点検・評価項目のPDCAが書かれておりますA3横の様式2の総括表と一緒に説明をさせていただくようになります。

横田教育長

それでは、各事業について一項目ずつ事務局から説明をお願いします。

初めに、「学力向上対策」についてお願いします。

学校教育課長

資料につきましては2ページをご覧ください。なお、別紙に、資料右肩に1、2となっており、もう一つは学力対策につきまして資料を配付してございます。そちらもお手元をお願いします。

では、まず2ページの1のPlanですが、ここで目標値としましては全国学力・学習状況調査におきまして、小学校は全国トップレベル、いわゆる全国平均正答率比で見ますと105、中学校が全国平均レベルで全国平均正答率比100と設定しました。平成24年度からは学力対策第二ステージということで、本年度までの6年間取り組んでまいりまして、結果としましては別紙の資料1を見ていただいて、ここに平成19年からの経年変化を示してあります。上段が小学校でありまして、真ん中にありますゼロというのが全国との差がゼロポイントということです。平成29年度の結果を見ますと、全国平均レベルということで4項目中3項目は全国平均を上回っている状況であります。なお、ここにあります目標値、全国比105ということになりますと、仮に過去の平成25年とか平成27年の国語Aのような結果が出ますと、これは全国トップレベルということになります。

下段の中学校におきましては、平成19年から始まりまして、その差の推移で見ますと、徐々にではありますが、上昇傾向にあるものの、全国平均には届いていない状況でございます。目標達成するためにも、本年度からの4年間を「学力向上アクティブ・プラン」ということで、資料2の2ページ目をご覧ください。学力向上アクティブ・プランとして、目標実現に向けての取組を強化し、更なる学力向上を目指しているところでございます。

次に、その下の対象取組の現状、課題を申しますと、先ほど申しました全国学力・学習状況調査におきまして、小・中ともに活用問題のB問題におきましての課題が解決しておりませんので、思考力・判断力・表現力等を育成するよう、更なる授業改善を進めていく必要がございます。

では、右側の2のDoになります。達成すべきレベルは、まず小学校が105ですが、本年度、平成29年度の小学校において国語が98.5、算数が101.5です。ちなみに、中学校が100に対して、国語90.5、数学が86.5。成果で見ますと、小学校の算数におきましては、昨年が全国比プラス0.8でしたので、平成28年から平成29年、全国比1.4につきましては0.6ポイント上回っております。中学校の数学におきましては、全国比、平成28年の7.7ポイントから平成29年の7.6ポイントで、僅かではありますが0.1ポイント上回っているという状況がございます。このようなことから評価としましては、達成度B、方向性もbとしております。

下の段のCheckのところ。ほぼ成果を上げておりますが、少し見直しが必要であるということです。その見直しは、先ほど申しましたが、基礎問題Aにつきましては一定の成果があるものの、活用問題Bにおきまして更なる授業改善が必要であるということになります。

4のActionになります。改善策の検討ということで、先ほどお示した学力向上アクティブ・プランの資料2をご覧ください。ここの中のActive1を申しますと、このアクティブ・プランは平成29年から随時進めているわけですが、その内容としましては、校内での研修へ指導主事等が訪問し、学力調査結果の分析や授業改善の視点について、現場の教職員と協議をしての取組を継続しております。本年度、8月末現在で小・中・義務教育学校の33校に訪問してまいりまして、2学期以降学校での計画と、また実践にも役立てる取組をしております。

Active 2は、学力向上総括専門官、横浜市から招聘してまず齋藤一弥先生に定期的に学校訪問をしていただきまして、今現在、小学校6校には6回、中学校6校に12回の訪問を行い、教員の授業力向上を図る取組を進めているところです。

最後にActive 3の取組でございますが、この4月は定例校長会であったり、あとは夏季休業中の8月には新学習指導要領の知識を注視する研修を市教委が中心に行いました。また、学校現場におきましてはカリキュラム・マネジメント研修モデル校ということで5校、または県の教育課程拠点校の4校につきまして、先進的に新学習指導要領を具現化する取組を進めているところでございます。このような取組を行いつつ、これからはより実効性のある取組を行うよう心掛けております。

「学びに向かう力」の育成や「新しい教育課程の理解と共有」とを柱として、今後、子どもたちが実社会で使える力を獲得し、学んだことをいかしながら、新たな課題に挑戦するといった「学びに向かう力」の育成に向けた授業改善を進めていくよう考えているところでございます。説明は以上でございます。

横田教育長

学力向上対策について事務局から説明がございました。この件に関しまして質疑等ございましたら、お願いをいたします。

谷委員

この方向性がbということで少し見直しが必要なんですよね。その見直しをどうするのかということで、今までこうしていたけど、これからこういくという、すごい決定的な違い、それは何でしょうか。ちょっとはっきり私はまだ分からないんですが。見直しということは方向が変わるわけだから、これは今までと違う、これをやるという部分があると思うんですけど、それはどれでしょうか。

学校教育課長

実はこのアクティブ・プランは本年度からスタートしていきまして、ここに出ている結果というのが全国学力・学習状況調査の実施が4月ということもありますので、この結果で言いますと、昨年までの結果について子供たちの反映が見えています。それに伴って我々この4月から始めて、先ほどActive 1はこれまでの通り、市教委が中心になって、指導主事や、今現在で言うとスーパーバイザー等の訪問はしていたんですけど、特にActive 2として、更なる専門性の優れた方も呼び出して、さらに我々の学校への訪問回数も多くなりつつありますし、ちょうど今、次期学習指導要領に向けての移行期がありまして、そこについての学校現場の要請もある中で、ある意味大きく転換しようとしている授業改善に向けての発信力は今年から充実しているのではないかと考えています。その中で、Active 3で現場の学校も指定しながら、その成果を更に広げていこうということで、この結果が出るのが来年の4月に一定の形を目指していますが、今までの平成28年度までの違いで言うと、新たな取組として進めております。

谷委員

分かりました。だから、アクティブさというか、PDCAはこれまでずっとやってきていますよね。それから、学習指導要領の改訂に向けて、新しい教育課程を理解して取組をするというのは、どの学校も当然やらなくてはいけない内容であって、学力向上アクティブ・プランの分に応じてやらなければいけないというよりも、当然どこもやらなくてはいけないところですよ。だから、やっぱり決定的にこれをやるっていうときに、例えばこの真ん中の総括専門官を招聘、これは去年はやってなかったんですね。今年4月からやり始めたっていうことですよ。小学校6校、中学校6校について6回と12回。中学校6校は12回っていうことは、かなり数学についてはレベルは高まる方法でやろうと。やっぱりこれをやるとなったら、やっぱり上がるという意志の下に今回はやると。今までずっと一生懸命やってきましたよね、市教委も学校も。でも、結果としては目標が高いとい

うか、そこに向けて行くことは、これは絶対に徹底的にやる、みたいなものがないといけないと思いました。

学校教育課長

総括専門官ですが、今までは大体、年間に1回呼びをして、学校で校内研修に参加してもらうというのがありましたが、今回につきましては、1つの学校に複数回、多いところでありまして5回程度、2か月に1回程度、研修を行いつつ、継続して学校訪問ができるという状況もありまして、そういうことで言うと、一定の定着といったところにつながっていくのではないかと期待をしているところです。

谷委員

不転の決意でやっていると思うので。

横田教育長

平成29年度までを学力対策第二ステージと位置付けてやってきていますけれども、平成29年度を終わってから、「さあ、さて、次のことを」というわけにはまいりませんので、今年度当初からはアクティブ・プランということで4年間、取りあえず当面の計画として立てて取組を進めているわけです。恐らくこの3つの取組をもうそろそろ年度途中の中間時点でちょっと検証した上で、来年度以降の予算にどのようにまた反映をしていくかを、これからまた煮詰めていかないといけないと思います。その中で、谷委員さんの言われているように、これという柱をきちんと立てて、何がどう違っていかを示さないといけない。重点的に出るのは事実だろうと思います。ただ、Active 1のところでは単元テストを活用した個人カルテというのが、なかなかこれ計画どおりには進んでないけど、ここら辺りもう少しちょっと手を入れながら、やはりきちんと現場でいかされるかどうかというところを検証した上で、また今後の取組にいかしていけたらと思っています。

西森委員

やっぱり親って大事ですと思っています。もちろん、家庭のいろんな環境がある中で、次のお話につながると思うんですけど、「家庭も責任持ってください」ってのは言える時代ではなくて、「学校でできることをやります」ってまずおっしゃるような時代になってるので、学校でチーム学校として、教育委員会も一体になって、「学校だけで頑張ってください」ではなく、「教育委員会も頑張ってください」ということだと思うんです。教育委員会がこういう姿勢でいると、学校も教育委員会と連携しながらこういう姿勢で取り組んで、ちゃんと方向を見据えてやってるということを、やっぱりどこかでは親に発信すべきだと思うんですよね。意外と親には伝わってないんじゃないかなという気がするんです。学校だよりとか見てますけど、本当にいろいろ提出物もありまして、いろいろなこと書かれていますよね。親が学校の先生と話す機会が先日もありましたけど、懇談会だったりとか、それは担任の先生ですよね。校長先生のお話は年の初めとかに、もちろん聞く機会があったりするんですけど、意外と校長先生から我が校はこういうことに取り組んでおりまして、学力はやっぱり伸ばしますと。学校でできることは精一杯やりますが、家庭でもまたお願いしたいみたいなことを力強く言っていただく場があるようではなかったりするのかなと思ったりしています。でも、どうなんですかね。やっぱりそういう意味では、学校が頑張ってもやっぱり家庭の問題は大きいだろうと思っていて、余裕がない家庭もありますけど、そういう話があれば「ちょっと筆箱の中チェックしようかしら」と思う程度の親はいて、「それも家庭でもできる範囲はやってね」というようなことをもう少し自信持って言っていただいても良いかなって気もするんですけど。

学校教育課長

ありがとうございます。一つは、全国学力・学習状況調査の結果を基に、この中に実は生徒児童の質問紙というのがありまして、それも踏まえてリーフレットという形で各家庭へ子どもさんを經由して配っています。この中ではやっぱり家庭学習の時間と、成績等の正答率とのリンクも見えてきますし、あと、親子で学校について会話がなされているかもあって、いかに家庭の中でのル

ールがこういった学力にも反映できるのかという形の結果を家庭にも一生懸命伝えてもらってると思います。そういうのも一つ話題に示していただきながら、また学校では面談とかがありますので、そういうところでも家庭での保護といいますか、家庭への支援の仕方をお願いしながらやっているところがございます。

西森委員

例えば、学校にこのように指導主事さんが来てるとか、専門性のある外部講師が来てますとか、教育委員会がすごい取り組んでますという、言ってみたら大きな政策みたいなものだと思うんですけど、学校は本当にこれぐらい頑張ってる、そういう政策、ビジョンを持って取り組んで、今実際は、こういうことをやっていくという発信が意外と親まで届いてないんじゃないかなという気がするんです。

学校教育課長

一つ、我々が全体に発信できることは、例えばホームページとかがあると思うんですが、それもなかなか見ていただけるかどうかというところもあって、もう一つはやっぱり学校を経由して発信することがやっぱり一番かなと。先ほどのリーフレットでいうと、最後のところに市教委の取組みみたいなものを入れてはいますので。あと、学校にも我々が積極的に発信しながら、また学校からも家族へつながるような発信の仕方を考えていきたいと思います。

森田委員

子どもたちに配られるお便りでも、すごい熱いと感じることがうちの小学校であります。先生がもう「私は、学校はこういうことをやりたいんだ」、「こういうことを学力向上のためにやってる」ことが伝わってきます。今いただいているお便りは「次に何が書いてあるだろう」というぐらい熱いです。そういう先生は本気でやっているというのが伝わったりするんで、そういうものもできるのではないかと、お便り1枚でもやっぱり伝わることはいろいろあるかなと思いました。

もう一つはこのアクティブ・プランを先生方が全部やると、先生方が大変かなっていう気もします。もちろんやらなければならないのですが。だから、先ほどの最初にあった業務改善と同時にやっつかないと。全てやろうとすると先生もそれぞれ大変になっちゃうかなという気もします。私も先生方の研修をさせていただいて、そこで先生方とお話すると、やっぱり「いろいろ教材研究とかしないといけないと思うけど、もうできない」というご意見とかを聞いたりもします。それでアクティブ・プランをなさっていく中で、例えば週に何時間は先生が絶対勉強できる時間を作ろうとか、先生が教材に向き合える時間は必ず確保する、そういうものも具体的に今後あってもいいかなって思います。

学校教育課長

ありがとうございます。先ほどの中で一つ外部からの力で言いますと、放課後に外部の学習支援員を配置など期待できることがあって、一定一人一人の子どもへの手立てで言いますと、そういったところでいくんですけど、先ほどいただいた学校の中での業務改善、先生方の時間を取れる工夫は、また今後協議していきたいと思います。

横田教育長

それでは、一旦次の項目について、ご説明をお願いしたいと思いますが、「不登校対策の推進について」事務局から説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

事業のDoにつきましては3課にまたがっておりますので、それぞれDoの部分につきましては各課から説明をさせていただきます。資料の6ページでお願いいたします。不登校対策の推進について説明をさせていただきます。まず、目標といたしましては、子どもたちが将来の夢・希望・志を持つことができ、全ての子どもに学びの場が確保されるよう、予防的な取組とともに子どもたちの状況に応じた支援の充実を図ってまいります。年度当初の教育委員会の目標であります長期欠席者数

を小学校、義務教育学校前期で190名以下、中学校、義務教育学校後期で400名以下に、また、不登校の出現率を小学校等で0.4%以下、中学校等で4.2%以下にすることを目指します。

目標設定の理由でございますが、本市における長期欠席及び不登校の出現率は、全国比でも厳しい状況が続いております。子供たちを取り巻く環境の改善や教育相談機能の充実、多様な教育の機会を確保することがまだまだ必要であることから設定いたしました。

対象取組の現状と課題等ですが、スクールカウンセラーや学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置によって、子どもたち一人一人が必ず誰かとつながっている状況を整えるために、教育相談体制の整備や、子どもたちを取り巻く環境の改善を行うとともに、自立支援教室等、多様な教育の場の整備を進めてまいりました。このような学校、家庭、関係機関等が連携を深める中で、各学校での粘り強い取組により、本年度7月末の長期欠席児童生徒数は、小中学校等合わせますと前年比で29名減になっております。ちなみに小学校7、中学校22の減になっております。しかしながら、本市におきましては、メンタル面でのケアや家庭への支援が必要なケースが多い状況にある一方、厳しい環境がゆえに外部からの支援を望まない家庭もあり、心身の安定や社会的自立につながらないケースもございます。更なる学校、家庭、関係機関の円滑な連携や回数、時間等を含めた相談支援体制を充実させることが必要と考えております。

次に、Doにつきましては各担当所管より事業ごとに説明させていただきます。補導センターお願いします。

少年補導センター所長

児童生徒等自立支援教室運営事業について説明をいたします。平成28年度は、8名の中学生が通所をいたしました。受験を1名先送りしまして、この1名を除いた7名のうち、進学、学校復帰した生徒は5名で、71.4%となりました。目標値を95%としておりましたので達成度はBといたしましたが、残りの2名についても継続して通所をしておりますので、方向性としてはaといたしました。

内訳を申し上げますと、3年生3名のうち、1名が進学、1名が学校復帰後進学をいたしました。1名は健康上の理由から医療を優先して受験そのものを先送りいたしました。2年生4名は、2名が学校復帰しまして、2名は本年度も継続して通所をしております。この継続通所の2名は街頭補導の際の声掛けが通所につながったものでございます。1年生1名は、学校復帰をいたしました。

通所する児童生徒は自己肯定感が大変低いことから、毎回学習後に10分から20分程度のケアリングで不安や悩みを聞き、良好な人間関係を築くことを心掛けております。大人への不信感の払拭、学習意欲の喚起につながっていると考えております。指導員の先生方とは日々の指導日誌に加えて、定期的にミーティングを持ち、児童生徒の状況や学習の進め方、関わり方について共有を図るようにしております。また、保護者や学校とは必要に応じて連絡を取り、進路や将来について連携して指導するように努めております。

平成29年度は、現在、通算10名が通所をしております、2名が学校復帰、小学生2名を含む8名が現在通所中でございます。以上です。

人権・こども支援課生徒指導対策監

続きまして、人権・こども支援課でございます。学校カウンセラー推進事業につきまして、補助資料もA4のものを1枚付けておりますので参考にご覧いただけたらと思います。達成すべきレベルといたしましては、不登校や問題行動への対応のために、専門性をいかして児童生徒、保護者にカウンセリングを行うとともに、教職員等に対しても必要に応じて助言、援助を行うことで不登校対策や日常的な教育相談体制を整備し、対応力の向上を図ります。また、チーム学校の一員として専門的な見地から支援体制づくりを行います。

成果といたしましては、学校の実情に応じまして現在50校に16人の学校カウンセラーを配置しております。今年度につきましては、週1回、2時間配置の8校を、週1回、3時間配置とすること

ができました。学校カウンセラーの資質向上のために今まで年3回の研修会を持っておりましたが、そのほかに2名の大学教授等を学校カウンセラースーパーバイザーとして派遣し、学校カウンセラーへの個別の検証、指導等を行いました。1, 2年次の学校カウンセラー3名に学校現場で1回スーパーバイス、全員に3回のスーパーバイスを行っております。また、校内支援会等において学校カウンセラーと関係機関との協働や学校と共に家庭訪問を行うなど、学校カウンセラーを的確にコーディネートができ、チーム学校の一員として組織的な体制が整ってきていると思います。学校カウンセラーが校内巡回等を行うことにより、児童生徒への積極的な関わりを行ったり、日々の活動記録を学校と共有することにより、組織としての支援体制が構築できております。それに伴って、児童生徒の相談が全体の47%となっておりまして、不登校の要因となる人間関係や学習に関する相談が全体の32%を占めております。

課題といたしましては、カウンセラーの需要が多様化しており、保護者や児童生徒の精神的不安定さや、児童生徒の自傷行為等の対応においても非常に難しいケースが増えております。今年度は、学校カウンセラーの研修を増やすことができました。今後も研修等を通して資質・専門性の向上が更に必要であります。また、配置日数・配置時間はまだ十分とは言えず、学校カウンセラーの増員や配置日数・配置時間の拡大や、全校配置されているスクールカウンセラーの配置日との調整等、学校現場が活用しやすい支援体制の整備が必要であります。コーディネートを中心とした情報共有を行う場を確保していくとともに、カウンセラーの意図的な関わりにより、不登校出現率の減少に努めていくとともに、県市に対して予算配置や人員の配置について今後も要望を続けていきたいと思っております。達成度はほぼ目標どおり成果を挙げているのでB、方向性は現状の取組が良く、このままで事業を継続するのでaといたしました。

教育研究所特別教育支援班長

スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、達成すべきレベルとしましては、スクールソーシャルワーカーが支援をしている児童生徒が抱えている問題と支援状況において、「問題が解決した」件数の割合を昨年の10.5%から25%に。「支援中であるが好転した」件数の割合を34.7%から40%に向上することを目指します。

成果といたしまして次の2点を挙げております。

1点目は、平成29年7月末現在の訪問活動の回数が、学校での情報共有や支援会への参加のための学校訪問が990回。主に家庭での支援を行う家庭訪問が725回となっており、昨年同時期の実績回数と学校訪問、家庭訪問ともほぼ同数でスクールソーシャルワーカーの訪問活動が安定してきたことが挙げられます。

2点目は、平成27年度、平成28年度と経年で見ましても、教職員や関係機関とのケース会、特に関係機関とのケース会の開催が増加傾向にあり、個々のケースに対してチームとして関わりが充実してきていることが挙げられます。

一方、課題としましては、学校によってスクールソーシャルワーカーの活用にはばらつきがあることです。今後はスクールソーシャルワーカーがそれぞれのソーシャルワークの専門性を高めるとともに、全ての学校がスクールソーシャルワーカーを有効に活用できるよう、学校のコーディネーター、主に各校の不登校支援担当者が当たっておりますが、そのコーディネーターを中心として校内での支援体制を構築することと、学校や関係機関との連携を更に密にすることが必要であると考えております。

評価としましては、スクールソーシャルワーカーとしての取組は成果を挙げておりますが、不登校の改善に関しましては、目標を上回るまでには至っておりませんので達成度はB、方向性は間違っていないと実感しておりますのでaといたしました。以上です。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

以上3事業が3のCheckですが、対象取組の各事業はほぼ成果を挙げておりますが、少し見直しが必要となっております。事業の実施体制の調整を図り、効果的に推進できるよう工夫を行うことで様々な背景を持つ児童生徒及び保護者に対応していきたいと考えております。

左へ行きますと、4のActionですが、取組を進める中で新たに出てきた課題等につきましては、児童生徒の家庭背景に課題があるケースでは、保護者・児童生徒への支援の在り方、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上、学校との情報共有や関係機関への円滑なつながり、外部人材や関係機関とのより良い連携を図るための時間の確保や、場の設定等について更に取り組んでいくことが必要になっております。

改善策の検討としましては、家庭内の親子関係を改善するための支援や相談活動の強化。面接やケース会等を密にして、学校や関係機関とで共有を図ること。街頭補導の際に声掛けなどの関わりを通して人間関係を構築し、自立支援教室等へつなげることなど、スーパーバイザーによる指導、助言を基に、学校カウンセラーの資質向上を図るとともに、担当指導主事等が参加する定期的な支援会の中で、スクールソーシャルワーカーの効果的な支援等について学校と共有することなどを推進していきたいと考えております。以上でございます。

横田教育長

ただいま、関係の3課を中心に不登校対策の推進について説明がございました。この件に関しまして質疑等ございましたらお願いをいたします。

谷委員

平成29年度7月末現在の長期欠席児童生徒が小学校51名、中学校194名ということは、平成28年度の7月末現在は何名でしたか。

教育研究所指導主事

平成28年度の小学校の長期欠席者数は58名。中学校は216名となっております。

谷委員

7月末現在で。

教育研究所指導主事

はい。7月末現在でございます。

谷委員

ということは、これだけで人数的なものについては兼ね合いがあるかも分からないけれども、そういうことでの減少ということですね。7名、22名とさっき言っていたので。不登校は今説明にもあったように、家庭の状況であったり本人であったりものすごく難しいんですね。単に数だけで評価をすることができないような現状があると思うんですよね。今後ここに若干書いてある部分があるとは思いますが、重視していきたいのは、いわゆるチーム学校って言ったときに、学校とカウンセラー、ソーシャルワーカー、様々なそういう専門家とがいかにチームを組んで子どもに当たるかということで、カウンセラーの力量を高めることは大事だけれども、それがいかに学校がそれを担任も含めた教員が、カウンセラーといかに連携し、不登校の子どもを理解しようとするのかっていう、そこがすごく大きなことになるんじゃないかなと思うんで、この事業3つ挙げてますけど、この事業とともにやっぱり学校としての教師の不登校の子どもへの予防的対応であるとか、そういうことを一層進めていく必要があるというところは一つ取組としてどこか入ったら良いなと思うんですけど。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

改善策の検討のところに入れさせていただきます。

谷委員

是非ちょっと入れておいていただいたら、より一層深いものになるかなと思います。

西森委員

5ページでご説明ありました事業の目的という欄があります。スクールソーシャルワーカー活用事業ですね。どのように取り組んでいくかというのも当然ありますが、その前提として、やはり何が原因かになってきて、かなり複数の困難な問題があって、恐らくどこかにはデータがあるんですよね。きっとデータだったり集計してるものがあるんですかね。何かよく円グラフみたいなものとかがあるんですか。背景にある生活上の課題、経済的困窮、虐待、発達障害、精神疾患、地域からの孤立、そういう相互作用の要因になるものがどのようになっているかということとか、あと個別カルテみたいなその子の分析されているようなものとかは存在してるんですかね。

教育研究所指導主事

個別カルテというものは存在はしていません。それぞれの学校での把握、あるいはスクールソーシャルワーカーに関しましては、受理をいたしましたらスクールソーシャルワーカーの中で、その子たちの背景については記録したものはございますけども、非常に重要な機密事項でございますので、それはもう学校とスクールソーシャルワーカーの間でのことかと思えます。

それからもう一つご質問がありましたのは、どんな要因がありますかということですが、スクールソーシャルワーカーの支援をしている状況、何に対して支援をしていますかということに関しても、把握はこちらでさせていただいています。ちなみにスクールソーシャルワーカーで今一番対応として多いのが、不登校への対応であったり、あるいは家庭環境への対応であったりしますが、それも課題は1つではありませんので、本当に多様化していることが伺えます。

西森委員

そうですね、例えば医療が必要だろうって、例えばまず保健師さんが行った方が良いんじゃないかっていうケースも多分あるんでしょうし、ケース会議では恐らくそういうことが議論されるんじゃないかと思うんですね。経済的困窮と言ったら、本当にずばり私たちがやるような自己破産を申し立てたらどうですか、でだったり、借金のことがどうこうでだったり、雇用労働問題だったらこういった分野の人がとか、そういう意味ではそれぞれ所管している行政だったり、我々の民間団体が存在すると思うんですね。そういうところに、こう原因があって、カルテというものが客観的に存在するかどうかは別にしても、これについてはこっちの専門につないで、そういう客観的な要因はできる限りちょっとずつ除去した上で、最後はもうその傷ついてしまった子どもの心を、いかにこうゆっくり誰が伴走するかみたいな話じゃないかなという気がするんです。そういうケースもあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺りが本当に原因として共有されていないと、私たちも単発で来る破産とかで、「ああ大変でしたね」って言って、「これで借金なくなったら大分気持ちがお楽になりますよ」としてあげることはできるんですけど、全然つながってきている感じがしないんですけど、そこはどうなんですか。他とつながっているんですかね。

教育研究所指導主事

いろんな高知市にある支援として福祉あるいは弁護士の支援だとか、いろいろなところへのつながる支援というのは、スクールソーシャルワーカーと情報共有しながらやっております。

横田教育長

不登校、長期欠席というのは、それぞれ個別に事情がいろいろ違うのかも知れませんが、やはり共通する要因がどれだけあるかということもやっぱり把握、分析をして共通して対応できる、あるいは手立てが立てられるものについては、やはりこう手立てをとっていくというためにも、一定その要因の分析とか、共通課題とかもやっぱりデータとして持って役立てていく方法もあるのかとも思いますが、その点についてもちょっと研究してみてください。

よろしいでしょうか。

では、もう一つありますので、「特別支援教育の充実」について事務局から説明をお願いをします。

教育研究所特別支援教育班長

特別支援教育の充実について説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。1のPlanについてでございます。平成28年4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によりますと、全ての公立学校におきまして学校及び児童に合理的配慮の提供が義務付けられる中、更なる特別支援教育の充実が求められています。また、毎年県教委が行っております特別な支援を必要とする児童と生徒に関する実態調査における高知市立学校の発達障害の診断、判断及び可能性のある児童生徒の割合は、平成28年度調査におきまして、小学校、義務教育学校前期では7.9%、中学校、義務教育学校後期では6.2%を占め、一クラス小学校等では3.16人、中学校等では2.46人在籍していることを表しております。このような情勢の中で児童生徒一人一人の支援を計画的かつ制度的に進めていくことが、特別支援教育の充実のベースと考え、本年度の目標を発達障害の診断、判断のある児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を小学校等で90%、中学校等で85%以上作成し、これに基づいた指導、支援を実施することについて取り組んでおるところでございます。

2のDoについてです。特別支援教育の充実に関わる取組として、4つの取組について説明させていただきます。

まず1つ目です。発達障害の診断、判断のある児童生徒の指導、支援を行う際に、小学校等では90%以上、中学校等では85%以上が「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を基に実施するという目標にいたしました。先に紹介いたしました調査における平成28年度結果によりますと、発達障害の診断、判断のある児童生徒の個別の教育支援計画等の作成率は、小学校等で86.3%、中学校等で77.7%と共に向上していることが分かり、本年の12月に実施される調査におきましても同様に向上するということが期待されていますことから、小・中学校において個別の教育支援計画等に基づいて指導支援が行われていると考えております。一方、課題といたしましては、今後は通常の学級で学習している発達障害の可能性のある児童生徒、小学校等で3.8%、中学校等で2.8%の児童生徒に当たりますが、その生徒につきましては個別の指導計画等を作成し、一人一人の特性に合った適切な支援を行うことが必要と考えております。

2つ目です。知的障害教育は、その障害特性から他の特別支援学級とは教育課程が異なり、教科・療育等を合わせた特殊な学習を求められますことから、より専門性が問われていることを踏まえ、初めて学級担任となった教員を対象としたスタート訪問や、希望する教員を対象としたフォローアップ訪問からなる訪問研修と、高知市立小・中・義務教育学校を7つのグループに分けて行うグループ研修で構成しております。知的障害特別支援学級充実事業を平成26年度から実施しており、指導案、事例集を毎年発行するなど、一定の成果を上げていると考えております。本事業におきまして、今年度は新任及び若年教員の中で4校以上が研究授業を行うことを目指し、より一層授業力の向上を図ってまいります。1学期には4つの小学校の学級担任からフォローアップの希望があり、研修を行いました。そして現時点では、2校が新任の教員から研究授業を行う準備をしております。課題といたしましては、訪問研修は知的障害教育相談員が行っておりますので回数に限りがあり、希望する全ての教員に対応できていないということ等が挙げられます。

3つ目は、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童生徒が全特別支援学級の50%を超える中で、学級担任の指導力向上が喫緊の課題と考えており、本年度から自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修を実施いたしました。本年度は高知大学の准教授を講師に、事例研究を基に講義、演習を中心とした集合研修を行い、参加者同士、活発な協議が行われました。その研修のアンケートにおきまして、研修内容を今後教育活動に活用しようと思うと答えた教員の割合が99%といった成果が得られました。一方、自閉症・情緒障害学級では一人一人の実態に合わせた支援や自立活動を実施しな

ければならない上、学年を超えた最大8人の児童生徒の対応を1名の教員が指導することは、非常に高い専門性を必要とするものと言われておりますので、集合研修だけでなく、特別支援教育の専門家が訪問して、児童生徒の特性に合わせた個別支援をできる体制を整備する必要があると考えております。

最後に4つ目ですが、通常の学級に在籍する児童生徒の教育相談につきましても個別の指導計画等に基づいて実施することで、充実を図るよう取り組んでおります。本年度の7月末現在では、小・中学校等を合わせて33件の教育相談を随時対応を行いました。一方、同じ時期に就学前幼児、年長児になりますが、就学相談には175件対応するという状況があり、新しい環境への適応に苦戦しやすい1学期の時期の特別支援学級や学齢児童生徒の教育相談につきましても、まだ十分に対応できていないという現状があると考えております。

以上の4つの取組の成果と課題から総合的に考えますと、3のCheckといたしましては対象とする取組の達成度はほぼ成果を上げていると考えますが、方向性として少し見直しが必要であると考えております。

次に、4のActionの取組を進める中で新たに出てきた課題等につきましても、特別支援学級担任の指導力向上のために教育や医療の専門家の積極的な介入が必要であるということ、就学前幼児、年長児の就学相談が増加とともに多様化してきており、小・中・義務教育学校の特別支援学級への対応が十分にできていないという状況にあることを挙げております。そして、改善策として、児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するために、教育や医療の専門家を配置することでそれぞれの異なる特性を適切に把握し、丁寧な指導・支援を実施できるようにしたいと考えております。具体的には、特別支援教育スーパーバイザーの2名の配置を考えております。1人目は、知的障害特別支援学級充実事業において現在の知的障害教育相談員1名を知的障害教育のスーパーバイザーとして配置し、年間を通じて助言をいただき、専門性の向上を図りたいと考えているところです。2人目は、自閉症・情緒障害教育の充実・発展のために一人一人の特性に応じた支援について継続的かつ系統的な訪問研修を行うため、自閉症・情緒障害教育のスーパーバイザーを配置したいと考えております。さらには、医療の専門家として慢性的な医師不足の状況下で、知能検査等の専門性の向上を図るため、また、多様化した教育相談の対応や特性に応じた適切な支援につなげているため、医学的見地から専門性のある的確な分析や実態把握を行うことができる臨床心理士の配置を考えております。以上で、説明を終わりたいと思います。

横田教育長

ただいま事務局から特別支援教育の充実について説明がございました。この件に関しまして質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

確認で教えてください。様式2の右側の図の一番下の就学前幼児の就学相談というのがあるんですけど、これは特別な支援を必要とする子どもたちだけを対象としたものですか。それとも、全ての就学前幼児ということですかね。

教育研究所特別支援教育班長

一応、入学に当たって教育的な支援が必要であるというお子さんについての就学相談ですので、母数はもっとたくさんありますが、実際に園から要望があって対応させていただいた子どもさんの数が175名となっております。

森田委員

分かりました。となると、やっぱり就学前の就学相談の対応もあってなかなか学童期の方へ行きにくいということを書かれていて、もちろんマンパワー不足だと思うんですけど、就学前の相談のところでも親御さんが心配している方がいるのは事実でして、その方々が学校に入る前に親御さんたちがいろんなところで支援を受けられたりとか、訓練を専門家から受けたりとかされてる中で、

小学校に行ったら一体どうなるのだろうか、どんな一日になるのだろうか、ちょっとイメージができなくて心配している親御さんとかもいたりすると思います。就学前幼児の相談のところも同じようにちょっと心配を取り除くような。私が知ってる方は、実際小学校行ったらどんな一日になるのかということが一番知りたいと言っていました。「そんないきなり小学校へ電話掛けて見せてくれるのだろうか」とかおっしゃったりして、「どうやろうね」って言った記憶があるんですけど。そういう支援もあつたら良いかなというのが意見の一つです。それから先生方が勉強をされるのが大事ななと思います。要するに、特別なニーズを持った親御さんの方が逆に詳しくたりして、この先生にお任せして大丈夫だろうかとか心痛める悩む親御さんがいる中で、先生がもちろんいろんな特別支援にもいろんな子どもさんがおられるから先生も専門家とつながれる、何か困ったときに「先生、こんなときどうしたら良いだろうか」と言って、先生が相談できるスーパーバイザーのようなことも大事だと。先生もどこかで専門家といつもつながれるというのは大事だなと思いました。

教育研究所特別支援教育班長

ありがとうございます。

横田教育長

この様式2には、少し先走った内容が少し記述をされてますけれども、就学前の幼児については、高知市にはこども未来部という保育園・幼稚園を所管するところがございますので、そうしたところの保育士なり保健師なりにも一定役割を分担してもらわないと、なかなか手が足りないよという意味がそこには含まれています。それと、スーパーバイザーでありますとか臨床心理士とかっていうのは、これは人員の配置、あるいは予算の確保の問題が今後付いて回りますので、必ずしもこれが結果としてはつながるかどうかは別にして、そうしたマンパワーでありますとか予算的な根拠としてそういうものが確保されていないとできないといったことが、記述の中には含まれているというふうにお読みいただいたらと思います。

西森委員

この自閉症とか発達障害とか情緒障害というのはすごく定義が難しいというのか、ネットでも調べてたんですけど、DSM-5って変わってるんですよ。今までDSM-4だったらとか私も知ったかぶりしてしまってもいけないんですが、私なんか自閉症スペクトラムとってその中に全部入ってるっていうか、発達障害とかも、またここに情緒障害という話が入ってくるから、これは医学的にどこに入るんだろうとか分からないんですけど、この辺りの文言の整理がちょっと分かりにくい感じがしたんですね。目標としたら発達障害という話で出てきて、設定の理由としたら障害者差別法と専ら発達障害が書かれてて、対象取組の現状、課題になってきたら今度、発達障害という話が出てきて、それからそこにぼこっと知的障害の話が入ってきますでしょう。そして今度、自閉症・情緒障害とって、これは従来の特別支援学級が3クラスあつてこのように分かれててという話だっていうのは分かるんですけど、その後また発達障害とかの話になってきたりとかして。結局、柱がどういうふうに立ってるのかなというのがいまいちつかみにくいんですね。そもそもが発達障害とか情緒障害と言われてるその部分についての定義が、多分、精神医学のお医者様の間でももしかしたら議論があるかもしれないんですけど、あと文科省の見解がもちろん中心だとは思いますが、どれが上位概念、どれが下位概念なのか、あるいは並立する概念なのかとか分かりにくくて、とにかく目標から設定の理由から対象取組とってるときに知的障害とかの話がぼこぼこ入ってくるので、どこに向いてるのかなというのが私はつかみにくかったです。ここはちょっと整理をできたらお願いしたいかなと思うんです。

あともう一つ私に関心を強く持ったのが、この中で例えばPlanの一番下の枠の「対象取組の現状、課題等」の中の5番目で、「発達障害の判断、診断等のある児童生徒にとどまらず、支援を必要とする全ての児童に関して」という記述がございますよね。これはDoの中でいうと、一番上の枠の課題等に、「同じく発達障害の診断、判断にとどまらず可能性のある児童生徒」とあつて、それが今

度Checkの欄を飛ばして4のActionでいうと、一番上に出てきて発達障害の可能性のある児童生徒さんがいると、3.8%、2.8%というようなこの方たちに非常に着目をされていて、これは私も自分の経験も踏まえて非常に関心のあるところです。ここで言ってるのは、要するに確定診断はないということだと思われるので、そうすると普通学級に入ってるけど、いわゆるグレーゾーンと見えるということなのかなと思ったりします。あと私が過去に経験したケースで、当時まだアスペルガー障害とってた頃、今そういう言葉はないと思うんですけども、ときに、それを幼少期に「お母さんグレーゾーンですよ」と、「診断を受けたほうが良いですよ」と言ったら、何か確定診断を受けて6か月ぐらい待つとか言うんですよ。そのこともあったり、お母さん自身が非常に偏見があって「アスペルガー障害、つまり犯罪者予備軍なんだわ、大変なことになった」と言って、結局手当てを講じないまま、彼にしたら生きづらい状態が続いて、中学生でいってみたら非行少年になっちゃった、周りから見たらなっちゃったって言えるけど、彼には多分もっと必要な手立てが前段にあったんだろうと思うんです、というケースがありました。だから、そういう可能性のある子どもたちのためにカルテを作ろうというこの姿勢はすばらしいと思うんです。ただ、今のは私が捉えてるような問題意識と合致してる部分なのか、あるいははずれてる部分があるのか、そこを教えていただきたいなと思います。

教育研究所特別支援教育班長

特別支援教育の充実として、まず目標としましては、やはり発達障害の診断、判断、医療にもかかっているお子さんについては、しっかりやはり手立てを打たなければならないという我々の責任がありますので、そういったところを果たしたいというのが一番でございます。

それから、知的障害特別支援学級はちょっと種別が異なることなんですけれど、やはり学校教育の中で特別支援学級にいらっしゃるお子さんというのは、特別な支援をやはり学校の中でも必要としているお子さんに当たりますので、種別は違いますが、知的障害のお子さんも、それから自閉症・情緒障害の学級に在籍しているお子さんについてもやはりそこはしっかりとケアをして、やっぱり特別支援学級に入って、ケアを受けて良かった、成長できたという教育を充実させていきたいという思いからそこを挙げさせていただいているということになります。通常の学級でもやはり最近では相談件数が非常に多くて、診断、判断がないんだけど心配であるというお子さんとか親御さんも多くて、やっぱりそういうケアを積極的に考えてくださる方も増えてきていますので、そういったことを全ては100%手を広げるというのはやっぱりマンパワーが足りませんので、その辺りを非常に悩みながらの今回の点検、ここに出させていただいたところです。確かに、柱を整理させていただかないとちょっと目標達成にはぶれが生じてくるかなと思いますので、その辺りはまた考えてみたいとは思っています。

西森委員

本当にすごいいろんな思いが分かりました。伝わってきました。だから、特別支援教育の充実というタイトルとされたのはその通りで、その中にはそういう各種あるということもそのとおりで、今回、いわゆる肢体不自由のお子さんたちのことはここには書かれてないけど、それは今年度は入れてなくて、目標のところはやっぱり発達障害だけでなく知的障害というところも十分着目されているということで、また、この発達障害というよりは下の従来の特別支援学級の区分でいうと自閉症・情緒障害の。結局そこなんですよね。言葉の整理がよく分からないというのがそこなんですけど。発達障害と言われてる、自閉症スペクトラムと言われてるジャンルと知的障害の2つの柱を目標として立ててはいらっしゃるって、目標設定の理由にはそこまで。すいません、少し整理が必要かもしれないですね。ちょっと申し訳ないですが。大変重要なことに丁寧に取り組んでいらっしゃるなと思います。

谷委員

私もその言葉のところで、情緒障害の特別支援学級。情緒って今すごい多いですよ。学校でも。学校のすごく大きな課題として一生懸命、先生方が取り組んでいる。そこは発達障害ですよ。私も専門家ではないので分からないですけど、発達障害と情緒と別物ではないですよ。

教育研究所特別支援教育班長

情緒障害の中には発達障害もやはり含まれます。インクルーシブ教育システムの構築という時代でもございますので、発達障害のお子さんではきたら通常へ帰っていきたいというところもあるんですけども、やはり情緒的な課題があるというようなところで、情緒障害学級に在籍されている方もおります。表記が点になったりカンマになったりしているところで混乱が起ってしまったところがあると思いますので、そこはまた整理をしたいと思います。

谷委員

それと、もう一つ質問なんですけど、この自閉症・情緒障害特別学級を実施する研修アンケート結果で活用しようと思う評価がこれだけだったというのですよね。何を活用しようと思って、その研修した内容の全般のことですか。例えば、この取組について活用しようと思うとか、そういうことなのか分からないんですけど。

教育研究所特別支援教育班長

言葉が足りませんで申し訳ありません。実は、特別支援学級の全児童生徒の中で50%を超える児童生徒が自閉症・情緒障害のお子さんになります。その中でもなかなか着手ができてなくて、本年度から自閉症・情緒障害の特別支援学級充実研修という集合研修をやっと着手させていただいたところなんです。その研修は、主には事例研修で事例検討を主に演習を含めてやらせていただいたんですけど、その研修内容を今後の日々の教育活動に活用しようと思うというアンケートで回答が得られましたので、その回答が99%のものがそういった回答を得られたというものです。初めて研修を実施したところなんですけれども、やっぱり研修をした意義が非常にあったという成果の実例をここに挙げさせていただいたところなんです。

横田教育長

具体的な事例はないのですか。こういうことを今後学校でやっていきたいと思ったとか。そういう具体的な事例を書いてもらうと「ああ、そういうことなのか」というのが分かってくるので、少し専門的に取り組んでいる人には当たり前のことでも、そうでない人にはなかなか分かりにくい部分もあるので、昨年度もありましたようにちょっと言葉に解説を入れるとか、何かそうしたことを考えてみた方が良いでしょう。それと、具体的な事例みたいなことを言いながら「ああ、そういうことか」と情景が浮かぶというか、「あ、そうだな」と腑に落ちるような具体的な事例を交えながら説明をしてもらうと、より何が課題で何が解決につながるのかというところがより明確になりはしないかなと思うので、次に作成するとき修正可能であれば、そこももうちょっと見直しをしてもらったら良いかなと思います。

教育研究所特別支援教育班長

分かりました。

横田教育長

他にはよろしいでしょうか。

まだいろいろあるかもしれません。なかなか課題が大きなところでございますので、またお気付きの点とかありましたら、事務局にご意見言っていただければ有り難いと思います。

横田教育長

それでは次に、「平成29年9月市議会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A 4 ホッチキス留めの資料，平成29年9月議会個人質問概要をご覧ください。9月7日から9月25日までの期間で行われました9月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる個人質問の概要について簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では，質問議員20人中15人の議員から全部で53問の質問がありました。多岐にわたって質問がございましたが，主な内容について，抜粋してご報告を申し上げます。多かったご質問といたしましては，「文化財保護行政」に関して20問，「適正な学校規模」に関して4問のご質問がございました。そのほか，「学校の環境」，「就学援助」，「特別支援教育の在り方」，「部落差別の解消」に関するご質問などもございました。詳細につきましては，後ほど，資料の方をご覧いただければと思います。以上でございます。

横田教育長

よろしいでしょうか。

それでは，以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで，教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

署 名

教 育 長 _____

4 番 委 員 _____